

広島県告示第百九十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第六十三条第一項の規定によつて、平成十四年広島県告示第千二百六十一号で認可した都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十一年三月五日

広島県知事 藤田雄山

一 施行者の名称

福山市

二 都市計画事業の種類及び名称

備後圏都市計画道路事業三・四・六百九号駅前府中線

三 事業施行期間

平成十四年十二月十二日から平成二十七年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用的部分
なし